

第39回 大阪市廃棄物減量等推進審議会

資料 1

- ・ 審議内容の項目整理と今回の審議内容 P1,2
- ・ 中小規模事業者における減量施策について（まとめ） P3
- ・ アパート・マンションについて（まとめ） P4

審議内容の項目整理と今回の審議内容

1 大規模建築物における減量施策について

① 第36回審議会

- ・ 大規模建築物における減量の手法と課題の提起
- ・ ごみ減量等の先進的な取り組み事例の紹介

② 第37回審議会

- ・ 第36回審議会での審議内容の集約 ⇒ 大規模建築物における減量施策の方向性について確認

2 中小規模事業者における減量施策について

① 第37回審議会

- ・ 中小規模事業者における減量の手法と課題の提起（他都市調査に基づく紙ごみの減量手法についてのシミュレーション）
- ・ 10kg未満排出事業所の取り扱いについての課題提起

② 第38回審議会

- ・ 第37回審議会での審議内容の集約
- ・ 今後の方向性（ごみ減量(リサイクル)施策のモデル事業の手法の考え方）について

③ 第39回審議会（今回）

- ・ 第38回審議会での審議内容の集約 ⇒ 中小規模事業者における減量施策の方向性について確認

3 その他の課題について

① 第38回審議会

- ・ アパート・マンションの収集について

② 第39回審議会（今回）

- ・ アパートマンションの収集について ⇒ 今後の方向性について確認

4 答申に向けた審議について

① 第39回審議会（今回）

- ・ 「大阪市における事業系ごみ減量施策のあり方について」の答申素案(とりまとめ案)についての審議

② 今後の予定

- ・ 第40回審議会

「答申案」についての審議 ⇒ 今年度末、答申予定

中小規模事業者における減量施策について（まとめ）

《第38回審議会の集約》

1 大阪市の現状認識（基本的な方向性）

- ・ 「排出者責任」に基づき、事業者自らの取組みを推進するため、大阪市はコーディネーターの役割を果たす。
- ・ 具体的な減量施策は一律的な手法ではなく、業種、地域特性を考慮した、多角的な観点からの減量施策について検討を行う。
- ・ 減量(リサイクル)施策については、モデル的に実施したうえで、その効果・課題を検証しながら、本格実施を検討する。
⇒ モデル事業の対象事例：商店街単位、地域組織(町会等)単位、グループ(フランチャイズ)企業単位 など
- ・ 減量(リサイクル)の対象品目(ターゲット)は、当面、他都市調査等から「再生利用可能な紙(紙ごみ)」としつつ、現在実施している事業系ごみ排出実態調査の結果を参考にして設定する。
- ・ 10kg未満排出事業所に対する経済的インセンティブの導入については、様々な課題について整理を行う必要があるため、引き続き慎重に検討を行う。 ⇒ 経済的インセンティブの具体的な導入方法等について、別途、審議会での議論が必要。

2 減量施策検討の進め方（意見集約）

- ・ 紙ごみについては、機密保持によるシュレッダーくずが多くなっており、その処理(リサイクル)状況を把握する必要がある。
- ・ 事業者が減量・リサイクルを行うには、経費面等でメリットがないと難しい。
- ・ 各テナントとビルの管理会社とがタイアップできるようなシステムづくりが必要。

アパート・マンションについて（まとめ）

《第38回審議会の集約》

1 現 状

- ・ 許可業者が収集するアパート・マンションは、本市施設への搬入量と比較すると、直営収集と比べて、資源ごみ・容器包装プラスチックの資源化率が低い。
- ・ 本市では、分別収集にかかる市民周知について、周知ビラの配布等を行っているが、許可業者が収集するアパート・マンションはワンルームタイプが多く、頻繁な入退居等から、分譲タイプや公営住宅等と比較して、管理者等による居住者への分別排出指導が十分に行えていないと想定される。
- ・ ごみ置場が十分に確保できていない状況や管理業務の軽減等のため毎日収集が多くなっており、こうしたアパート・マンションは、ごみの排出が常時可能なため、居住者の分別排出に関する意識が浸透していないと想定される。
- ・ 分別排出を促進するため、ごみ置場の設置基準を定めているが、多くのアパート・マンションは現在の基準に合致していない。

2 減量施策検討の進め方（意見集約）

- ・ 分別排出の促進のため、居住者や所有者・管理者に啓発を行い、分別排出の意識を高めることが必要。
- ・ 分別排出に必要なごみ置場が十分に確保できていないところについて、今後の対応が必要。

第39回 大阪市廃棄物減量等推進審議会

資料 2

— 目 次 —

1	はじめに	P 1
2	審議の経過	P 1
3	事業系ごみの現状と課題	P 2
(1)	事業系ごみの現状	P 2
①	事業系ごみにかかる大阪市の特徴	P 2
②	ごみ処理量の推移	P 2
③	家庭系ごみ・事業系ごみの収集状況	P 3
④	事業系ごみの排出実態	P 4
⑤	許可業者が収集するアパート・マンションの実態	P 4
(2)	事業系ごみの課題	P 5
①	排出事業者にかかる課題	P 5
②	許可業者収集のアパート・マンション	P 6
4	他都市における事業系ごみ減量施策	P 6
(1)	指定袋制度	P 6
(2)	資源物等の搬入禁止	P 7
5	事業系ごみ減量施策の今後の方向性	P 7
(1)	排出事業者に対する減量施策	P 7
①	基本的な方向性	P 7
②	大規模建築物における減量施策	P 8
③	中小規模事業者における減量施策	P 8
(2)	アパート・マンションに対する減量施策	P 9
(3)	指定袋制度の導入	P10
6	さいごに	P10
(1)	ごみ減量施策による効果目標の設定	P10
(2)	資源物等の搬入禁止対策	P10
(3)	基本計画との関り	P10
(4)	実効性のある減量施策に向けて	P11
◇	資料	P12

大阪市における事業系ごみ減量施策のあり方について（とりまとめ案）

1 はじめに

地球規模での環境保全が社会全体に求められ、大量生産・大量消費・大量廃棄という資源の消費を抑制し、環境の負荷をできるだけ小さくする「循環型社会」を構築することが、国際的にも重要な課題となっている。

こうした状況の中、大阪市では、平成18年2月に「大阪市一般廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という）を策定し、「持続可能な循環型都市」を構築するため、いわゆる3Rを推進し、なかでも2R（発生抑制・再使用）を重視した上流（上方）対策を積極的に推進するほか、市民・事業者との連携・協働によるごみ減量施策を推進することとしている。

「基本計画」では、平成22年度のごみ処理量を147万トンまで減量することを目標に定めており、家庭系ごみについては、分別収集の促進や資源集団回収支援制度の拡充、粗大ごみ収集の有料化など、各種減量施策により順調に減量されている状況にある。

一方、事業系ごみについては、許可業者搬入手数料の改定や、特定建築物の対象拡大を行っているものの、前「基本計画」の基準年度である平成10年度以降の推移では、家庭系ごみと比較すると減量が進んでいない状況にあり、「基本計画」の目標達成に向けては、ごみ処理量の6割を占める事業系ごみの減量が大きな課題となっている。

大阪市は、事業所数や昼間流入人口が他都市と比較して突出しており、こうした地域特性により事業系ごみが多くなっている実情にあるが、「持続可能な循環型都市」に向けた課題として、これまで以上に効果的なごみ減量施策を進められたい。

2 審議の経過

大阪市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という）は、平成18年9月22日、大阪市長から「大阪市における事業系ごみ減量施策のあり方について」の諮問を受け、同日以降、「基本計画」の進捗状況や大阪市における事業系ごみの現状と課題等の概要説明を受けるとともに、他都市等における先進事例の紹介を受けた後、経済的手法の導入など多様なごみ減量施策のあり方等について、平成19年〇月までの間に〇〇回の審議を行ってきた。

3 事業系ごみの現状と課題

大阪市では、「基本計画」に基づきこれまで順調にごみ処理量が減量している（資料1参照）が、ごみ処理量の6割を占める事業系ごみについては、家庭系ごみと比較すると減量が進んでおらず、こうした現状と課題について整理を行う。

(1) 事業系ごみの現状

① 事業系ごみにかかる大阪市の特徴（資料2，3参照）

大阪市の事業所数及び人口1万人あたりの事業所数（人口に対する事業所の割合）は政令指定都市で最も多く、また昼間流入人口（昼間人口増加率）も、政令指定都市で最も多い。

こうした地域的特徴を反映して、ごみ処理総量に占める事業系ごみの割合が約6割に達しており、全国平均の約4割を大きく上回っている。

なお、大阪市では事業系ごみの大半を、廃棄物処理法に基づいて大阪市が一般廃棄物の収集運搬を許可した業者（以下「許可業者」という）が収集している。

・平成19年4月現在の許可業者数：370業者

② ごみ処理量の推移

事業系ごみについては、特定建築物（大規模建築物）に対する減量指導や搬入不適合物の排除、更には経済の低迷等から、ピーク時である平成3年度からは約40万トン減量されている。（資料4参照）

しかしながら、前「基本計画」の基準年度である平成10年度からの推移では、家庭系ごみについては資源ごみや容器包装プラスチックの分別収集、資源集団回収支援制度の充実等の減量施策により約20%減量されているが、事業系ごみについては次の減量施策を行っているものの約10%の減量に留まっている。（資料5参照）

【事業系ごみの主な減量施策】

・ 特定建築物（大規模建築物）における減量指導

平成5年度から開始した施策であり、一定規模以上の建物を対象に、その所有者・管理者が「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書（以下、減量計画書という）」を大阪市に毎年提出することや、「廃棄物管理責任者の選任」を義務付けているほか、対象物件に対して、大阪市職員が立入検査を行っている。

《特定建築物（大規模建築物）について》

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（通称「ビル管法」）」

第2条において、特定建築物を「興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物で、(中、略)その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。」と規定し、同法施行令第1条により次のとおり定めている。

◇ 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場、店舗又は事務所、各種専門学校、研修所、旅館で、延床面積 3,000 m²以上

◇ 学校教育基本法で規定する学校で、延床面積 8,000 m²以上

《指導対象となる特定建築物（大規模建築物）：平成19年度時点》

◇ 「ビル管法」第2条に規定する特定建築物 : 延床面積 3,000 m²以上

◇ 事務所ビル : 延床面積 1,000 m²以上

◇ 大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法） : 延床面積 1,000 m²以上

◇ 製造工場・倉庫建物 : 延床面積 3,000 m²以上

・ 適正搬入対策

市域外搬入や搬入不適物等の排除を目的として、焼却工場において許可業者が搬入する廃棄物のダンピングチェックを行っている。

③ 家庭系ごみ・事業系ごみの収集状況

大阪市では、市が収集するごみを「家庭系ごみ」、許可業者が収集するごみ及び事業者等が焼却工場等に直接搬入するごみを「事業系ごみ」としてごみ量を集計している。

ただし、収集実態として、大阪市が一部の学校や公共施設等からの事業系ごみを収集し、許可業者が一部のアパート・マンションからの家庭系ごみを収集しているケースもある。

また、大阪市では「排出日量 10kg 以上」を有料とする受託制度（昭和 11 年制定）があり、制度的には「排出日量 10kg 未満」のごみは無料収集の対象としており、市が収集する場合、事業所専用又は住居併設事業所に関らず、「排出日量が 10kg 未満の排出事業所（以下、「10kg 未満事業所」という）」であれば、無料で収集している。

その後の調査や大阪市が保有するデータに基づいた収集量の試算では、市が収集している事業所等からのごみ量が、約 11.7 万トン（3 万トン[学校・公共施設等]+8.7 万トン[10kg 未満事業所])、許可業者が収集しているアパート・マンションからのごみ量が、約 8 万トンと推計された。（資料 6 参照）

④ 事業系ごみの排出実態

事業者から出される事業系ごみの排出実態について、特定建築物（大規模建築物）は、大阪市の立入指導や減量計画書により当該建築物におけるごみ減量の取組等が概ね把握できているが、それ以外の事業者は、十分に把握できていない実情にある。

なお、大阪市では、中心部に事業所が多いなど地域により事業所の立地状況等が異なっている他、産業分類でも地域毎に特徴が見られ、特定建築物（大規模建築物）の建物用途別でごみ組成が異なっている（資料7参照）ことから、地域毎に事業系ごみの排出実態が異なっていると予測される。

【特定建築物（大規模建築物）の排出実態】（資料8参照）

指導対象件数及び資源化量が年々増加し、資源化率も微増傾向で安定しているが、建物用途別及び品目別では、資源化率に差異が生じている。

- ・ 建物用途別

《資源化率 : 製造工場・倉庫（53%）⇔ ホテル・旅館（22%）》

- ・ 品目別

《資源化率 : その他紙を除く紙類（86%）、缶（91%）、びん（82%）
⇔ その他紙（7%）、厨芥類（7%）》

【地域毎の特徴】（資料9参照）

- ・ 各区の事業所数を比較すると、市内中心部（北区、中央区、西区、淀川区）は大規模、中小規模ともに事業所が多く、周辺区、特に西部臨海地区（此花区、大正区）は事業所が少ない。
- ・ 各区における総事業所数に対する規模別事業所の占める割合では、東部地区（生野区、東成区）は小規模事業所の占める割合が高く、その産業分類では製造業が多い。
- ・ 産業分類別では大阪市全体で「卸売業・小売業」「その他サービス業」などの第3次産業の事業所が多く、地域別では、製造業を除くあらゆる産業分類の事業所が市内中心部に多く、製造業の事業所は東部地区（生野区、東成区、平野区）に多くなっている。

⑤ 許可業者が収集するアパート・マンションの実態

アパート・マンションの一部が許可業者収集となっており、その収集量は「事業系ごみ」に集計されているが、大阪市が収集している家庭系ごみと比較する

と、想定排出量に対して大阪市施設に搬入された資源ごみ（空き缶・空きびん・PET ボトルなど）や容器包装プラスチックの量が極めて少ない。

【平成17年度収集実績（想定排出量）による資源化率】

- ・ 業者収集：0.6%（505t[資源化物搬入量]÷80,000t[想定排出量]）
- ・ 市収集：8.5%（49,000t[資源化物搬入量]÷578,000t[普通・資源・プラ収集量]）

（2）事業系ごみの課題

事業系ごみの課題については、事業系ごみ本来の課題としての「排出事業者にかかる課題」と事業系ごみに関連する課題としての「業者収集のアパート・マンション」に区分して整理し、また、排出事業者にかかる課題については、排出実態が概ね把握されている「大規模建築物」と排出実態が十分に把握されていない「中小規模事業者（10kg未満事業所を含む）」に区分して整理する。

① 排出事業者にかかる課題

ア 大規模建築物

大規模建築物については、減量指導により排出実態が概ね把握されており、減量効果も一定の効果が得られているが、建物用途別で資源化率に差異が生じていることや、「その他紙類」など一部の品目等で資源化率が低くなっているため、引き続き資源化率の向上に向けた取組を行うことが必要となっている。

また、大規模建築物に対する減量指導は平成5年度から開始し、平成11年度、平成15年度にそれぞれ対象を拡大するほか、平成19年度には事務所ビルの対象を延床面積2,000㎡以上から1,000㎡以上に拡大したところである。

新たに対象となった事務所ビルにおいて、「管理体制が確立されていないビルが多い」ことや「ごみの保管場所が確保されていない」など「ビル内の管理面の課題」や「少量点在化によるリサイクルルートの未整備」といった課題が既に生じており、こうした課題解消に向けた施策の検討を行うことが必要となっている。

イ 中小規模事業者

中小規模事業者については、排出実態の把握が不十分となっているため、更なる実態把握に努めるとともに、ごみ減量を推進する際の想定される課題を踏まえながら、減量施策の検討が必要な状況にある。

【ごみ減量を推進する際の想定される課題】

- ・ 排出事業所 ⇒ 「ごみ減量に対する意識の高揚」と、「分別」「保管」にかかる「人手」「スペース」「経費負担」
- ・ 収集運搬 ⇒ 収集効率が悪い（資源物の少量点在化）

さらには、中小規模事業者のうち、大阪市が無料で収集している「10kg未満事業所」について、廃棄物処理法に基づく「排出者責任の徹底」、さらには「ごみ減量の促進」の観点から、その取り扱いについて検討を行う必要がある。

② 業者収集のアパート・マンション

許可業者が収集するアパート・マンションの資源化率が低くなっており、その想定される要因としては、「ワンルームタイプが多く、入退居が頻繁に行われるため、居住者への分別排出指導が十分に行えていない」ことや、「毎日収集が多く常時排出できるため、居住者の分別排出に関する意識が浸透していない」ことが考えられる。

従って、許可業者が収集するアパート・マンションの居住者・所有者・管理者に対して、分別排出に関する意識の高揚など、資源化率の向上に向けた取組の検討を行う必要がある。

4 他都市における事業系ごみ減量施策

大阪市における事業系ごみの現状と課題を受け、事業系ごみ減量について今後の方向性を提言するところであるが、ごみ減量施策の検討にあたっては、他都市で行われている施策も参考にする必要があり、これまでの審議において、他都市（横浜市、名古屋市、神戸市、広島市）でそれぞれ行っている事業系ごみの減量施策の報告を受け、その内容・効果について審議を行ってきた。

その中で、ごみ減量により効果的な施策としては、「指定袋制度」、「資源物等の搬入禁止」が挙げられる。

(1) 指定袋制度（資料10参照）

事業者のごみ排出マナーの向上や、ごみの分別排出の促進を目的に導入しており、各都市ともごみの減量効果が得られている。

指定袋に処理処分手数料が含まれている都市もあり、実施される都市によりその導入手法は異なるが、排出事業者にとっては排出量が一定明確になるほか、そ

れに見合う手数料も明確となる制度である。

(2) 資源物等の搬入禁止 (資料11参照)

資源物、特に紙ごみを、焼却工場への搬入禁止物として指定し、民間のリサイクルルートへの誘導を図っており、焼却工場においてダンピング調査を行うなど、紙ごみ等の資源物の搬入防止を徹底することにより、ごみ処理量の減量を図る施策である。

ただし、こうした施策を行う場合には、不法投棄防止の観点からも、民間の処理（リサイクル）ルートの整備状況を事前に把握する必要がある。

5 事業系ごみ減量施策の今後の方向性

本審議会では、「大阪市のごみ減量施策のあり方」（平成9年6月6日答申）、「ごみ減量推進のための具体的取組について」（平成14年8月2日答申）、「基本計画の策定にあたっての基本的な考え方について」（平成17年8月4日答申）により、循環型社会の形成推進に向けて、市民・事業者・行政（大阪市）がそれぞれの責任と役割を果たしつつ、実効あるごみ減量を推進することを提言している。

今回、「大阪市における事業系ごみ減量施策のあり方について」の諮問を受け、審議を重ねてきた結果、大阪市における事業系ごみの現状と課題が明らかになった。

こうした現状や課題、更には他都市におけるごみ減量施策を踏まえ、事業系ごみの減量をより推進するため、今後の方向性について次により提言する。

(1) 排出事業者に対する減量施策

① 基本的な方向性

事業系ごみの減量施策の検討にあたっては、排出者に処理責任があるため、「排出者責任の徹底」及び「事業者自らのごみ減量・リサイクルの取組み」を前提に進めるべきである。

また、大阪市の「基本計画」では「持続可能な循環型都市の構築」に向けて、上方2R（発生抑制・再使用）を積極的に取組むことや、事業者等との連携・協働を基本方針としているため、大阪市は、事業者に対して2Rの促進に向けた積極的な働きかけや排出指導を行い、その中で、事業者との連携・協働を基にしたシステムづくりに対してのコーディネーター役を積極的に果たすべきである。

② 大規模建築物における減量施策

大規模建築物については、大阪市の減量指導によりごみ減量・リサイクルが進んでおり、一部では独自のシステムを導入しながら、より先進的にごみ減量・リサイクルに取り組んでいる事業者もあり、本審議会でもその先進的なごみ減量の取組事例について報告を受けた。

大阪市は、こうしたより先進的なごみ減量の取組事例について、積極的な把握に努め、より多くの事業者にも反映されるよう普及啓発を行うべきである。

また、建物用途別や品目別で資源化率が低くなっている部分について、引き続きリサイクルルートの調査・研究・情報発信に努める必要がある。

更に、大阪市では、大規模建築物に対する減量指導の対象を順次拡大しているが、平成19年度から新たに対象となった事務所ビルにおいて既に課題が生じており、こうした課題解消に向けては、対象拡大した建築物においても先進的に取り組んでいる事業者もあると考えられ、そうした先進事例の調査・情報発信に努める必要がある。

なお、ごみ減量に向けては中長期的な視点も必要であり、排出事業者における中長期的な取組を進めるためにも、現在1年毎に提出を求めている「減量計画書」について「中長期的な減量計画書」へ見直しを図るべきと考える。

更に、大阪市は、「中長期的な減量計画書」の進捗状況を排出事業者に随時求め、その進捗状況に応じて、排出事業者に対する減量指導を行うことが必要である。

③ 中小規模事業者における減量施策

ア 減量施策の進め方

事業系ごみは、その業種によってもごみ組成が異なることや、地域毎に事業所の立地状況が異なることなどから、大阪市全体で一律的な減量施策ではなく、地域の実情に応じた多角的な減量施策の検討を行うべきである。

減量施策の検討にあたっては、地域特性などの状況を踏まえてモデル的な地域(エリア)を定め、大阪市と協働した減量施策を行いながら、その効果・課題を検証しつつ進めることも方策のひとつとして考えられる。

なお、モデル的事业業については、例えば、事業所が多く立地している地域等は、「オフィス町内会」の検討、事業所が点在化している地域では、その地域で行っている「資源集団回収」の活用などが考えられ、更には、他都市等で先行的に実施しているごみ減量施策の調査・研究も踏まえて行うべきと

考える。

また、例として挙げた「オフィス町内会」は事業者が主体となっていくごみ減量施策であるが、こうした事業者自らの取組を進めるにあたっては、中心的な役割を果たす事業者が必要であり、大阪市は、こうした中心的役割を果たせる事業者の育成について、市民・事業者・NPOとの連携・協働を視野に入れながら検討を行うべきである。

【モデル的实施の対象】

- ・ 商店街単位
- ・ 地域組織（町会等）単位
- ・ グループ企業（フランチャイズチェーン）単位 など

イ 減量（リサイクル）の対象品目

減量（リサイクル）の対象品目（ターゲット）については、当面の間、他都市調査等からごみ組成率が高い「再生利用可能な紙類（紙ごみ）」としながら、大阪市が実施している事業系ごみ排出実態調査の結果を参考に、リサイクルルートの整備状況を把握した上で、その対象品目を設定すべきである。

ウ 10kg 未満事業所の取扱

現在、大阪市が無料で収集している「10kg 未満事業所」の取り扱いについては、「排出者責任の徹底」や「ごみ減量の促進」の観点から、大阪市は、経済的インセンティブの導入について検討を行うべきである。

しかしながら、経済的インセンティブの導入には、排出事業者の理解と協力が必要であり、具体的な導入手法については、今後も引き続き慎重に検討されるべきである。

【経済的インセンティブを導入する場合の課題】

- ・ 事業者への啓発、指導体制の整備
- ・ 住居併設事業所における「家庭系ごみ」「事業系ごみ」の明確な区分
- ・ 家庭系への混入などの不適正排出対策

(2) アパート・マンションに対する減量施策

大阪市では、一部のアパート・マンションから排出されるごみを許可業者が収集しているが、大阪市は、廃棄物処理法をはじめとした各種法律、及び大阪市条例に基づき、全ての「市民」に等しく「ごみ減量」、「分別排出の徹底」を求める

べきであり、市収集、許可業者収集に関らず、分別排出の促進に向けた取組を行うことが基本である。

アパート・マンションにおける資源化率の向上に向けて、大阪市は、具体的な数値目標（例えば、直営並みの資源化率まで向上）を定めつつ、入居者や所有者・管理者に対する分別排出指導を徹底させる手法について検討されたい。

(3) 指定袋制度の導入

大規模建築物では、大阪市の減量指導もあり計画的にごみ減量が進んでいるが、中小規模事業者に対して同様の施策を求めるには、経費負担などの課題が多く、全ての事業者に対する共通の効果的・現実的なごみ減量施策の検討を行う必要がある。

こうしたことから、大阪市は、他都市で減量効果が表れている「事業系ごみの指定袋制度」を参考にしながらごみ減量施策の検討を進めるべきである。

6 さいごに

以上、「事業系ごみ減量施策のあり方」について、大阪市の方向性を提言として取りまとめた。

なお、大阪市は、本答申を踏まえた具体的なごみ減量施策の検討にあたって、次の項目についても留意するべきと考える。

(1) ごみ減量施策による効果目標の設定

排出事業者の自主的な取組を推進するためには排出事業者の理解と協力が不可欠であり、ごみ減量施策を進めるにあたっては、排出事業者が理解し易いよう、具体的な減量数値目標を定めつつ、その進捗状況の公表も考慮されるべきである。

(2) 資源物等の搬入禁止対策

ごみ減量施策の推進にあたっては、規制的手法、例えば他都市で行っている「焼却工場への資源物の搬入禁止」等の導入もあるが、不法投棄防止の観点からも、民間におけるリサイクルルートの整備状況や受入容量等を把握した上で、各種減量施策の検討を行うべきである。

(3) 基本計画との関り

本答申は、現行「基本計画」の目標達成に向けて、その課題となっている事業系ごみの減量施策について、大阪市が検討すべき方向性を提言したものである。

このため、今後「基本計画」を改定する際には、本答申を受けて今後検討される新たなごみ減量施策及びその減量効果の数値目標を明確にするとともに、情報公開を行いながら、市民・事業者・行政の連携・協働の視点からその成果を評価するなど、より実効性のある計画として改定されるよう要望する。

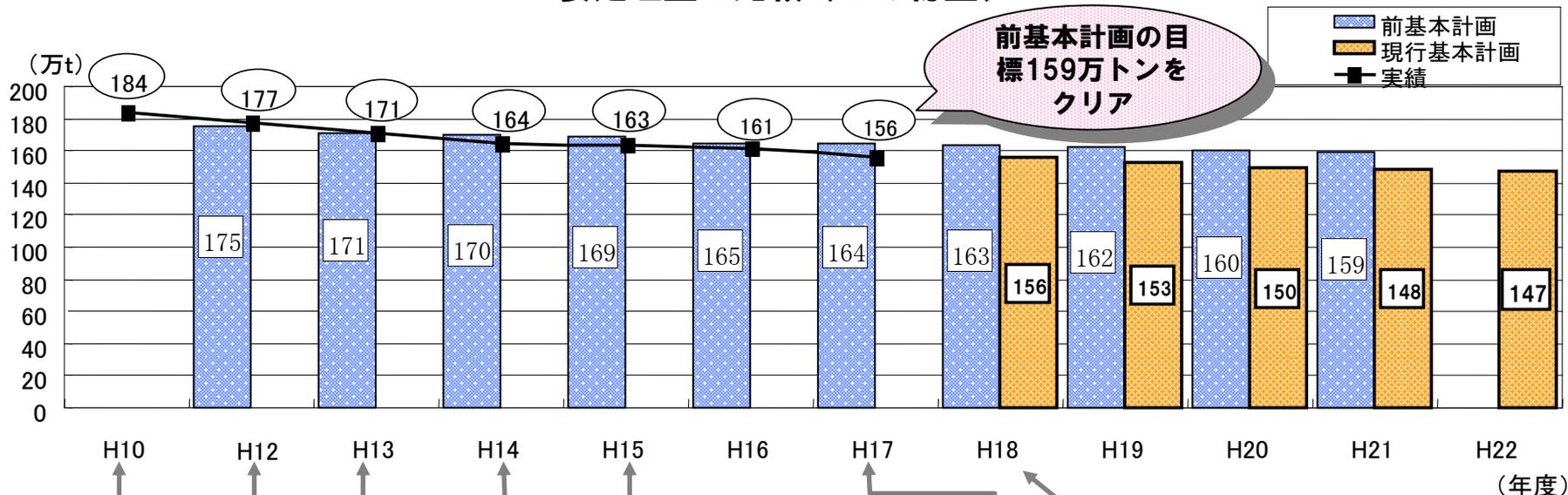
(4) 実効性のある減量施策に向けて

大阪市はごみの減量を積極的に推進する立場にあり、市民・事業者と連携・協働したごみ減量施策の実効性を担保する意味でも、排出・減量指導や普及啓発活動の重要性を再認識し、今後、大阪市においても、本答申を踏まえ、ごみ減量・リサイクルがより進展するような対応策を早急に検討され、速やかに実施されることを期待する。

資 料

大阪市におけるごみ量推移

要処理量の比較（ごみ総量）



- ◎多量排出事業者指導の対象拡大 (H15.4)
- ◎容器包装プラスチック収集区域拡大4区→11区 (H15.10)
- ◎廃棄物減量等推進員の創設 (H15.10)
- ◎粗大ごみ収集 有料化開始 (H18.10)
- ◎容器包装プラスチック収集テスト実施 収集頻度アップ 2週間に1回→週に1回 (H14.10)
- ◎資源ごみ収集頻度アップ 2週間に1回→週に1回 (H17.4)
- ◎容プラ集全市実施 (H17.4)
- ◎マタニティウェア等の展示提供 (H17.6)
- ◎家電リサイクル法施行 (H13.4)
- ◎容器包装プラスチック収集テスト実施 (H13.10)
- ◎乾電池・蛍光灯管等の拠点回収 (H13.10)
- ◎粗大ごみ申告制全市実施 (H12.10)
- ◎資源ごみ収集ペットボトル追加 (H9.10)
- ◎資源集団回収団体に対する支援制度 (H11.4)
- ◎多量排出事業者指導の対象拡大 (H11.4)

(単位: 万トン)

実績値	H10	H12	H13	H14	H15	H16	H17
家庭系ごみ	72.0	71.0	67.0	60.3	60.0	59.0	56.0
事業系ごみ	109.4	102.5	101.3	100.8	100.8	99.3	98.0
環境系ごみ	2.9	3.4	3.1	2.6	2.6	2.4	2.4
合計	184.3	176.9	171.4	163.7	163.4	160.7	156.4

大阪市の特徴

事業所数の多い政令市

順位 都市名 事業所数

1 大阪市 203,220

2 名古屋市 128,649

3 横浜市 107,201

4 京都市 80,227

5 札幌市 71,293

⋮

15 さいたま市 32,645

16 堺市 29,753

17 千葉市 27,195

人口1万人あたりの事業所数

順位 都市名 事業所数

1 大阪市 783

2 名古屋市 586

3 京都市 549

4 静岡市 542

5 福岡市 508

⋮

15 横浜市 302

16 千葉市 296

17 さいたま市 278

昼間人口増加率

順位 都市名 増加率(昼間人口:万人)

1 大阪市 138% (358万人)

2 名古屋市 115% (252万人)

3 福岡市 113% (157万人)

4 京都市 108% (158万人)

5 仙台市 108% (110万人)

⋮

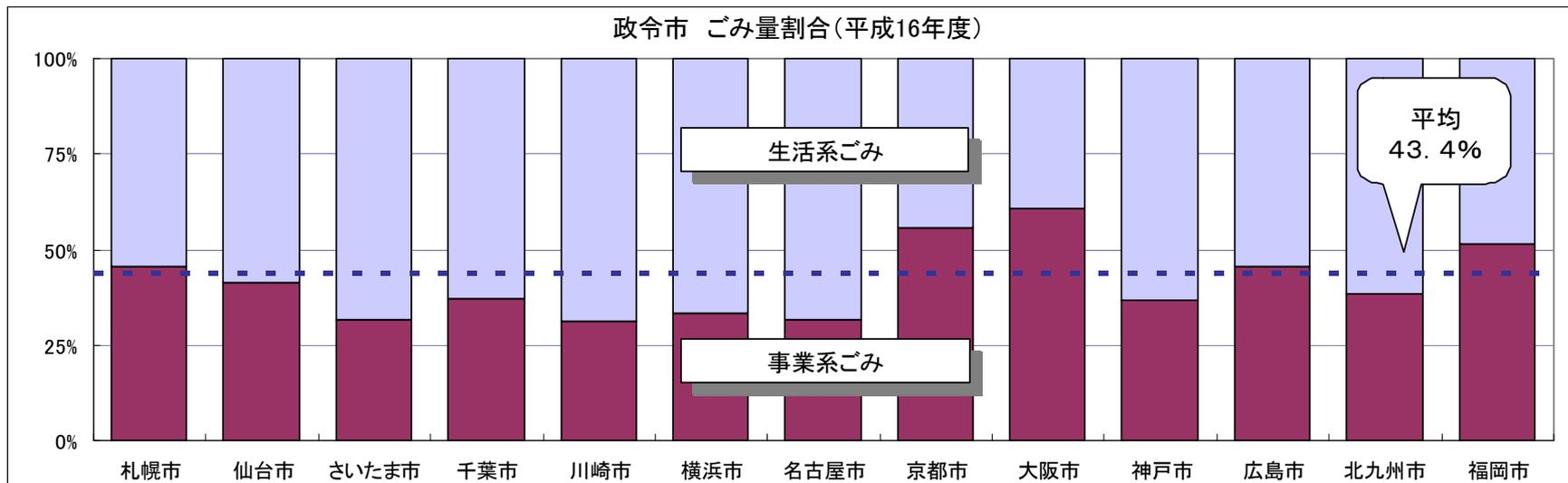
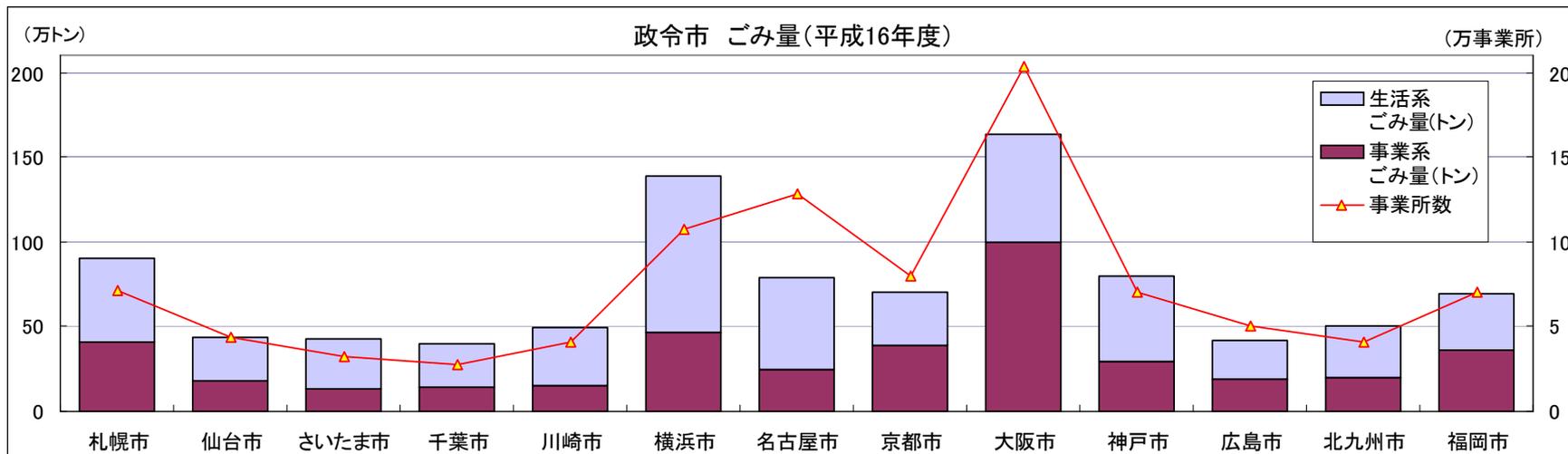
15 さいたま市 92% (108万人)

16 横浜市 90% (321万人)

17 川崎市 87% (115万人)

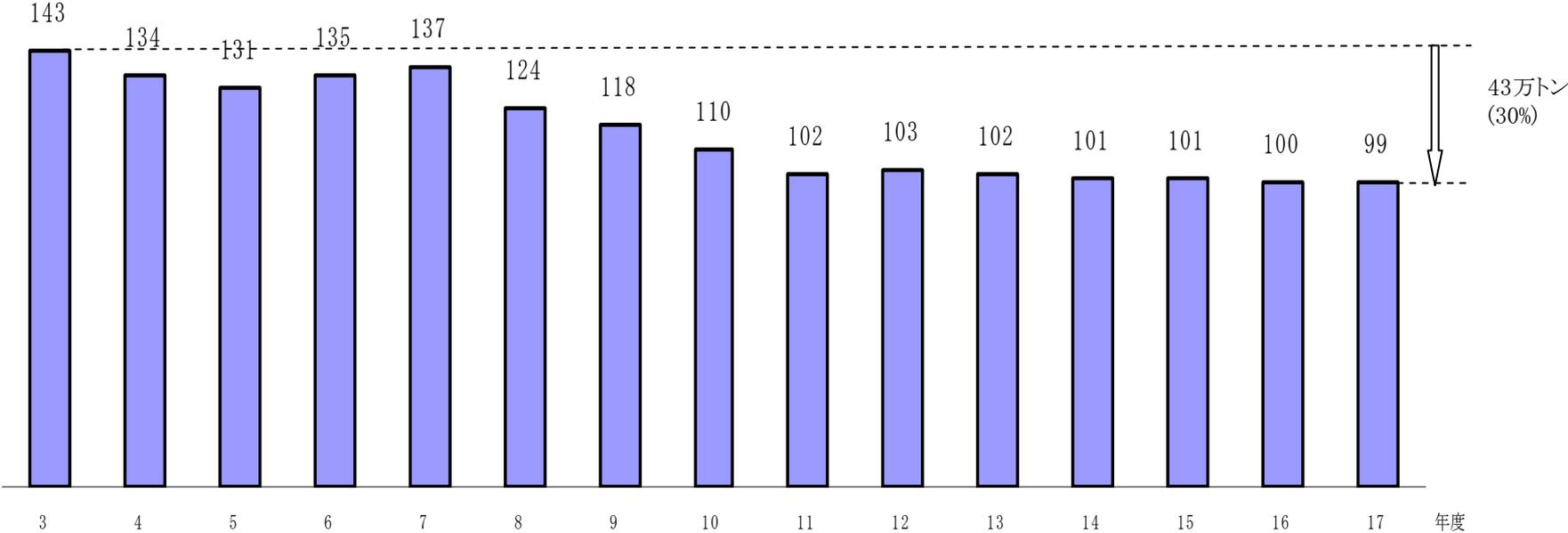
政令市におけるごみ処理量

事業所の多い政令市においては、ごみの総排出量に占める事業系ごみの割合が高く、平均では約4割が事業系ごみとなっている。政令市で最も事業所数の多い大阪市では、事業系ごみの割合が約6割に達している。



事業系ごみ減量の取組みと成果

本市の処理する事業系ごみ量は、平成3年度(142万トン)のピーク以降、大規模建築物への減量指導、産業廃棄物の排除、経済の低迷等により、約43万トン減少している。



※本市処理施設から排除され、民間ルートへ移行した産業廃棄物の量は、20万トン強と見込まれる。

1ヶ月に20ト以上産業廃棄物を排出する事業所の産業廃棄物を排除

大規模建築物に対する減量指導を開始

平成5〜9 中継地からの搬入を段階的に削減
 ※「中継地」とは、産業廃棄物の積替え保管を行う施設をいう。

中継地からの搬入を禁止

減量指導の対象を拡大

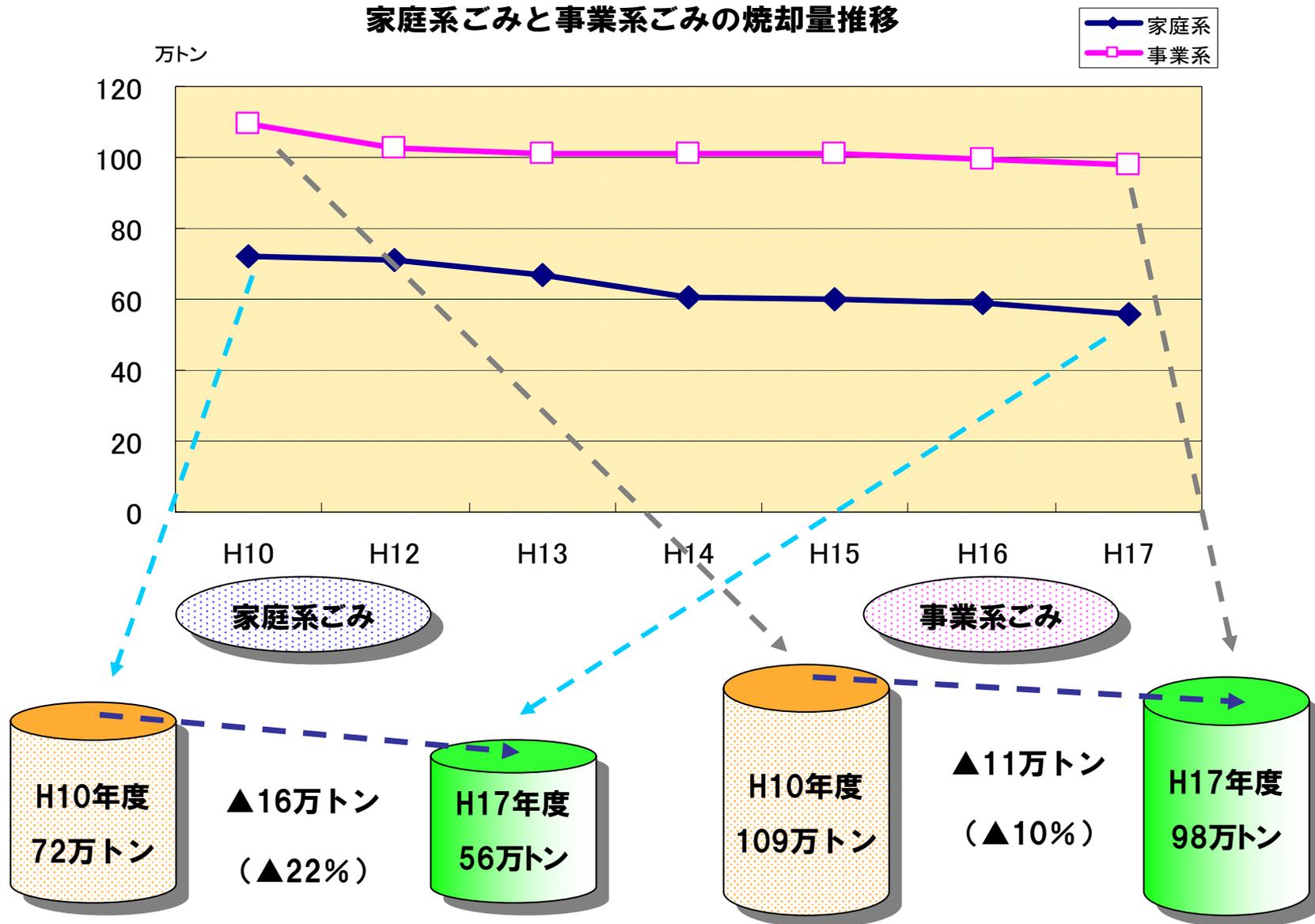
1許可業者が搬入できる建設系廃棄物の量を月10トに制限

減量指導の対象を拡大

1ヶ月に10ト以上産業廃棄物を排出する事業所の産業廃棄物を排除

大阪市におけるごみ量推移

家庭系ごみと事業系ごみの焼却量推移



家庭系

事業系

60万トン

学校・公共施設等：3万トン

直営

- 普通ごみ
- 資源ごみ
- 容器包装プラスチック
- 粗大ごみ
- 臨時ごみ

(60-3-A) 万トン

10kg未満排出事業者：A万トン

一般搬入 (8.5万トン)

90.2万トン

一部の
アパート・マンション

B
万トン

会社・商店

(90.2 - B)万トン

許可業者

集団回収 (3万トン)

10kg未満排出事業者：8.7万トン(推定)

大規模建築物における
リサイクル(16.3万トン)

集団回収 (3万トン)

直営収集：60万トン

学校・公共施設等：3万トン

- 普通ごみ
- 資源ごみ
- 容器包装プラスチック
- 粗大ごみ
- 臨時ごみ

48.3万トン

会社・商店・工場等

82.2万トン

一般搬入
8.5万トン

一部のアパート・マンション
8万トン(推定)

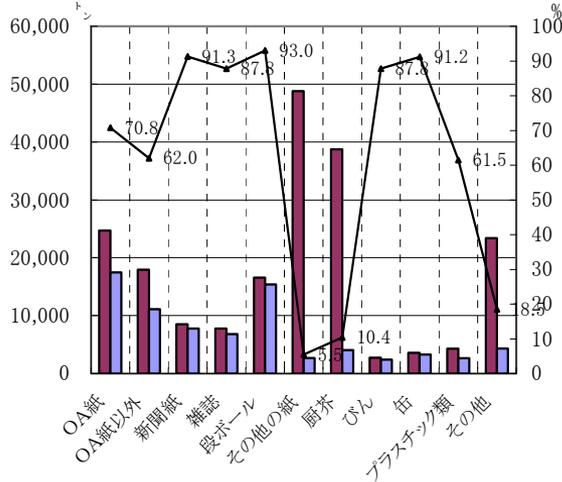
業者収集：90.2万トン

98.7万トン

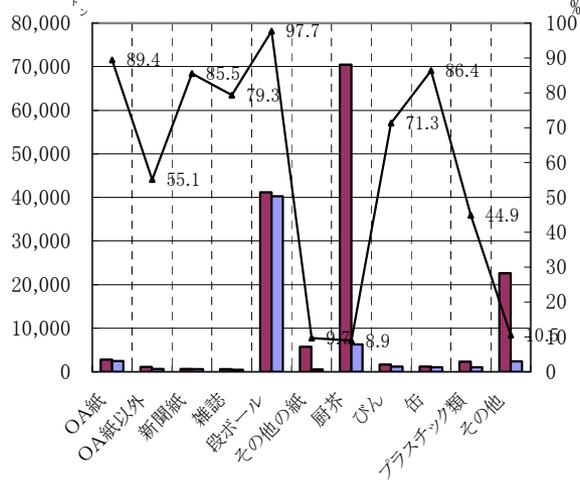
建物用途・品目別 ごみ発生量、資源化量及び資源化率

資源化率
資源化量
ごみ発生量

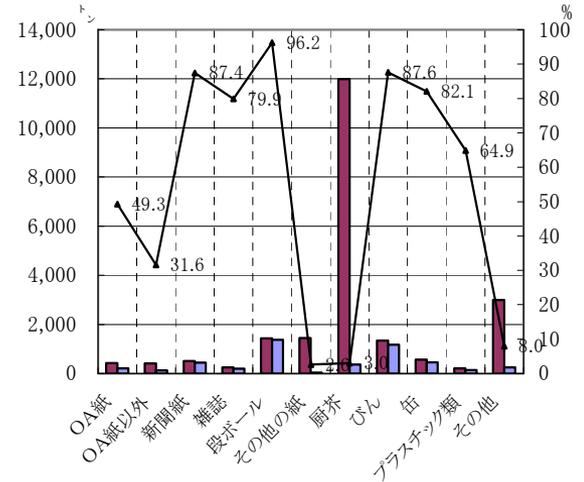
事務所ビル



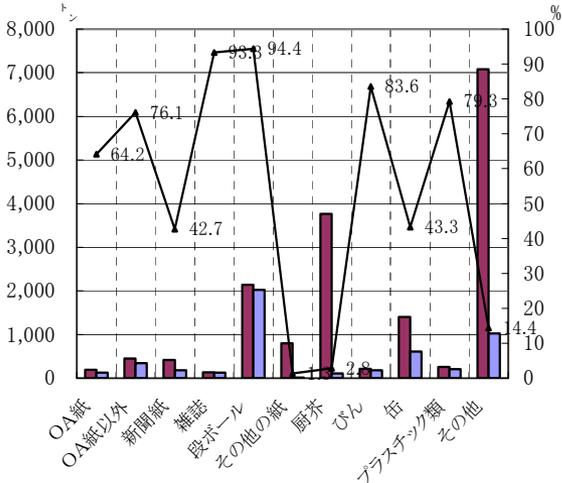
店舗ビル・百貨店



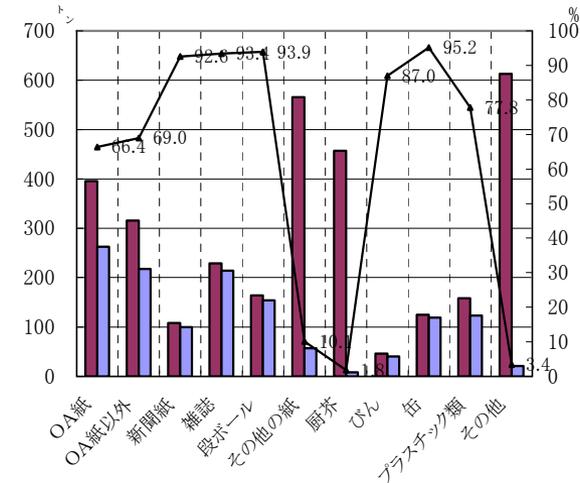
ホテル・旅館



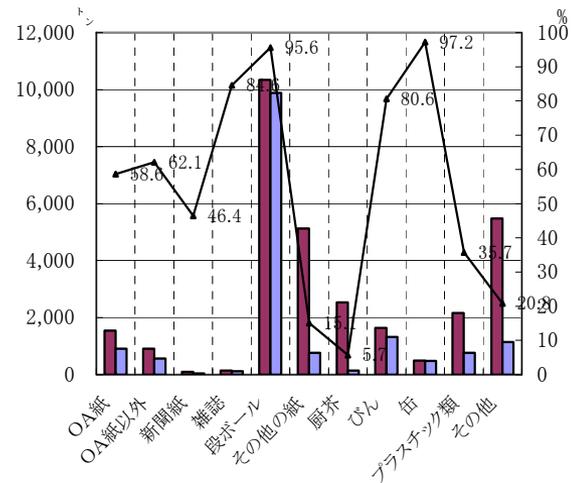
集会場・劇場・娯楽場



学校・図書館・研修所



製造工場・倉庫



OA紙以外…パンフレット、カタログ、はがき、封筒等
その他の紙…感熱紙、カーボン紙、写真、ティッシュペーパー等

プラスチック類…ペットボトル、ビニール類、発泡スチロール等

※大規模建築物が提出する平成17年度実績報告から作成

大規模建築物における用途別件数及びごみ発生量等

資源化量は年々増加しており、資源化率についても安定しているが、建物用途別では、資源化率に差異が生じている。(製造工場・倉庫の資源化率が最も高い)

年度 建物用途	平成15年度				平成16年度				平成17年度			
	件数	ごみ発生量(トン)	資源化量(トン)	資源化率(%)	件数	ごみ発生量(トン)	資源化量(トン)	資源化率(%)	件数	ごみ発生量(トン)	資源化量(トン)	資源化率(%)
事務所ビル	1,569	131,032	56,973	43.5	1,603	168,791	72,192	42.8	1,626	170,095	76,094	44.7
店舗ビル・百貨店	339	189,279	72,220	38.2	328	162,628	59,864	36.8	331	156,789	58,148	37.1
ホテル・旅館	116	26,027	6,175	23.7	118	25,316	5,767	22.8	120	24,732	5,464	22.1
集会場・劇場・娯楽場	99	20,361	5,796	28.5	80	15,503	4,088	26.4	89	17,318	5,055	29.2
学校・図書館・研修所	70	2,667	876	32.8	80	2,984	1,051	35.2	73	2,970	1,229	41.4
製造工場・倉庫	151	28,169	15,797	56.1	149	32,295	17,350	53.7	156	32,414	17,184	53.0
合計	2,344	397,535	157,837	39.7	2,358	407,517	160,312	39.3	2,395	404,318	163,174	40.4

大規模建築物における品目別ごみ発生量等(全用途)

紙類では、「その他の紙」を除くと高い資源化率になっており、紙類以外でも、「びん」「缶」の資源化率が高くなっている。

(平成15年度から17年度のすべての年度にわたり実績報告があった大規模建築物1,656件について集計を行った)

	発生量(ト)			資源化量(ト)			資源化率(%)		
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
OA紙	19,441	19,067	20,087	12,845	13,073	14,267	66.1	68.6	71.0
OA紙以外	15,468	15,710	14,913	9,008	9,745	9,754	58.2	62.0	65.4
新聞紙	7,648	7,468	7,448	6,732	6,622	6,610	88.0	88.7	88.7
雑誌	6,531	6,475	6,826	5,534	5,614	5,981	84.7	86.7	87.6
段ボール	48,002	50,134	49,931	45,851	48,202	48,289	95.5	96.1	96.7
その他の紙	28,637	26,778	27,571	1,265	1,468	2,032	4.4	5.5	7.4
紙類の合計	125,727	125,632	126,776	81,235	84,724	86,933	64.6	67.4	68.6
厨芥	92,619	91,026	88,463	6,658	5,698	6,070	7.2	6.3	6.9
びん	7,649	6,525	5,728	6,582	5,610	4,670	86.1	86.0	81.5
缶	4,492	4,243	4,774	3,880	3,705	4,327	86.4	87.3	90.6
プラスチック類	6,121	5,910	6,555	2,855	2,865	3,526	46.6	48.5	53.8
その他	30,038	35,859	37,662	3,843	3,912	4,272	12.8	10.9	11.3
紙類以外の合計	140,919	143,563	143,182	23,818	21,790	22,865	16.9	15.2	16.0
総合計	266,646	269,195	269,958	105,053	106,514	109,798	39.4	39.6	40.7

大阪市の地域特性について

1 事業所規模別の事業所数（派遣・下請従業者のみの事業所を除く）

		事業所が多い区		事業所が少ない区	
		区(事業所数)	主な産業	区(事業所数)	主な産業
事業所総数		1 中央区 (30,969事業所) 2 北区 (27,076事業所) 3 淀川区 (12,151事業所)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 その他サービス業 飲食店・宿泊業 	22 鶴見区 (4,488事業所) 23 大正区 (3,860事業所) 24 此花区 (3,112事業所)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 製造業 飲食店・宿泊業
事業所規模	大規模	1 中央区 (717事業所) 2 北区 (617事業所) 3 西区 (225事業所)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 その他サービス業 情報・通信業 	22 住吉区 (40事業所) 23 旭区 (33事業所) 24 大正区 (32事業所)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 製造業 医療・福祉
	中規模	1 中央区 (12,613事業所) 2 北区 (10,868事業所) 3 西区 (4,330事業所)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 その他サービス業 飲食店・宿泊業 	22 旭区 (928事業所) 23 大正区 (813事業所) 24 此花区 (758事業所)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 その他サービス業 医療・福祉
	小規模	1 中央区 (17,639事業所) 2 北区 (15,591事業所) 3 生野区 (9,431事業所)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 その他サービス業 飲食店・宿泊業 	22 鶴見区 (3,441事業所) 23 大正区 (3,015事業所) 24 此花区 (2,309事業所)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 製造業 飲食店・宿泊業

※ 事業所規模は、「中小企業基本法」第2条の規定による「従業員数」を基本に分類した。

2 各区における総事業所数に対する規模別事業所の占める割合

		占める割合が高い区		占める割合が低い区	
		区(占率)	主な産業	区(占率)	主な産業
事業所規模	大規模	1 中央区 (2.32%) 2 北区 (2.28%) 3 西区 (2.02%)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 その他サービス業 情報・通信業 	22 東住吉区 (0.62%) 23 西成区 (0.62%) 24 生野区 (0.48%)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 医療・福祉 製造業
	中規模	1 中央区 (40.73%) 2 北区 (40.14%) 3 西区 (38.80%)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 その他サービス業 飲食店・宿泊業 	22 東成区 (18.75%) 23 西成区 (18.08%) 24 生野区 (14.33%)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 医療・福祉 飲食店・宿泊業
	小規模	1 生野区 (85.19%) 2 西成区 (81.30%) 3 東成区 (80.59%)	<ul style="list-style-type: none"> 製造業 卸売業・小売業 飲食店・宿泊業 	22 西区 (59.18%) 23 北区 (57.58%) 24 中央区 (56.96%)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 その他サービス業 飲食店・宿泊業

※ 占率の算出方法
 (例) 中央区における
 大規模事業所の割合

$$\begin{aligned}
 & 717 \text{事業所} (\text{中央区の大規模数}) \div \\
 & 30,969 \text{事業所} (\text{中央区の総事業所数}) \\
 & = 2.32\%
 \end{aligned}$$

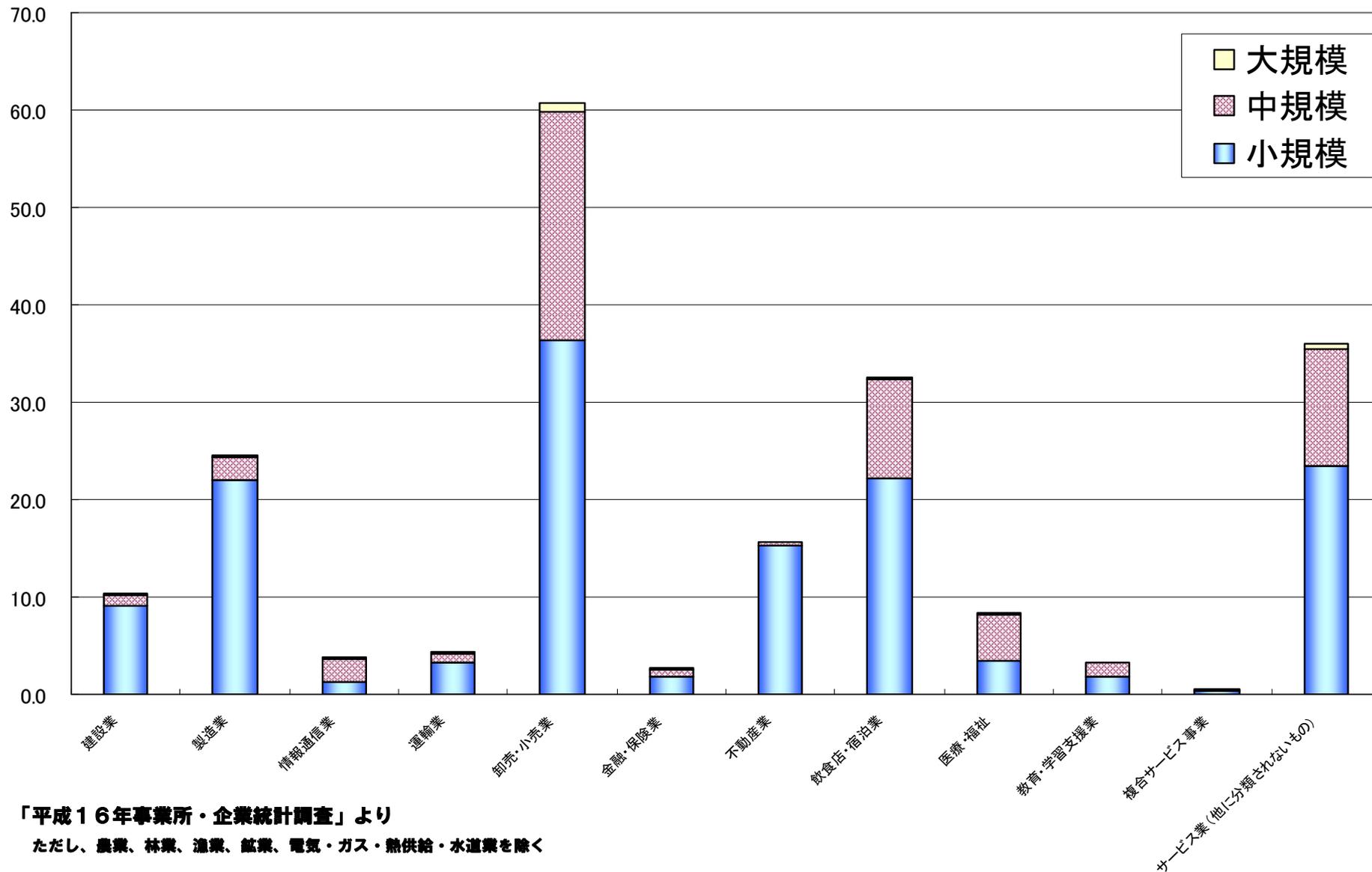
3 産業分類別の事業所数（10,000事業所以上の産業）

		事業所が多い区（事業所数）	事業所が少ない区（事業所数）
建設業	大規模	1 北（43） 2 中央（34） 3 西（30）	なし：東淀川、生野、旭、鶴見、住之江、東住吉
	中規模	1 北（169） 2 中央（119） 3 西（93）	22 天王寺（17） 23 阿倍野（14） 24 生野（13）
	小規模	1 北（756） 2 淀川（644） 3 中央（606）	22 天王寺（247） 23 東成（224） 24 福島（203）
	総体	1 北（968） 2 中央（759） 3 淀川（747）	22 天王寺（270） 23 東成（245） 24 福島（229）
製造業	大規模	1 中央（49） 2 北（42） 3 淀川（31）	22 都島（2） 23 住吉（1） 24 天王寺（0）
	中規模	1 平野（215） 2 淀川（177） 3 中央・西淀川（170）	22 浪速（35） 23 阿倍野（30） 24 住吉（22）
	小規模	1 生野（3096） 2 平野（2243） 3 東成（1594）	22 阿倍野（370） 23 住吉（328） 24 此花（255）
	総体	1 生野（3254） 2 平野（2473） 3 東成（1735）	22 阿倍野（404） 23 住吉（351） 24 此花（316）
卸売業・ 小売業	大規模	1 中央（226） 2 北（127） 3 西（55）	22 港（8） 23 大正（7） 24 此花（6）
	中規模	1 中央（5220） 2 北（3154） 3 西（2116）	22 旭（375） 23 大正（323） 24 此花（256）
	小規模	1 中央（5157） 2 北（3154） 3 生野（2403）	22 西淀川（765） 23 鶴見（696） 24 此花（536）
	総体	1 中央（10621） 2 北（6426） 3 西（4040）	22 大正（1147） 23 鶴見（1093） 24 此花（798）

		事業所が多い区（事業所数）	事業所が少ない区（事業所数）
不動産業	大規模	1 中央(25) 2 北 (14) 3 淀川(7)	なし ：都島、此花、港、大正、浪速、西淀川、東淀川、東成、生野、旭、鶴見、住之江、住吉、東住吉、平野
	中規模	1 中央(116) 2 北 (81) 3 西 (28)	なし ：此花、旭、鶴見
	小規模	1 中央(1842) 2 北 (1759) 3 淀川(981)	22 此花(301) 23 港 (299) 24 大正(217)
	総体	1 中央(1983) 2 北 (1854) 3 淀川(995)	22 港・西淀川(303) 23 此花 (301) 24 大正(219)
飲食店・ 宿泊業	大規模	1 北 (75) 2 中央(63) 3 淀川(20)	21 東成・旭(1) 23 大正・西淀川(0)
	中規模	1 北 (2876) 2 中央(2316) 3 淀川(549)	22 鶴見 (110) 23 大正 (106) 24 西淀川(67)
	小規模	1 北 (3330) 2 中央(2973) 3 西成(1347)	22 西淀川(423) 23 此花 (414) 24 鶴見 (359)
	総体	1 北 (6281) 2 中央(5352) 3 淀川(1877)	22 此花 (538) 23 西淀川(490) 24 鶴見 (472)
サービス 業(他に分類 されないもの)	大規模	1 北 (175) 2 中央(165) 3 西 (58)	22 西淀川・住吉(2) 24 東住吉(0)
	中規模	1 中央(2970) 2 北 (2828) 3 西 (960)	22 鶴見 (157) 23 此花 (128) 24 大正 (121)
	小規模	1 中央(4036) 2 北 (3975) 3 西 (1284)	22 西淀川(438) 23 大正 (417) 24 此花 (298)
	総体	1 中央(7171) 2 北 (6978) 3 西 (2302)	22 鶴見 (614) 23 大正 (541) 24 此花 (435)

産業分類別・事業所規模別の事業所数

千事業所



「平成16年事業所・企業統計調査」より

ただし、農業、林業、漁業、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業を除く

サービス業(他に分類されないもの)

事業系ごみ指定袋制度について

○ 広島市

実施時期 平成 17 年 10 月

目的

排出事業者処理責任を再認識することによるごみの減量・リサイクルの推進

制度の概要

- ・ 排出事業者は、「事業ごみ指定袋取扱店」で「事業ごみ指定袋」を購入し、収集運搬業者に運搬を依頼するか、自ら運搬し、市の清掃工場（焼却施設）や埋立地でごみを処分する。
- ・ この指定袋の価格が、市の焼却施設や埋立地でごみを処分する際に必要な処分手数料になっている。

指定袋の種類と金額

種 類	容 量	サイズ (mm)	価格 (消費税込)
可燃ごみ	10 リットル	縦 480×横 340×厚 0.03	460 円 (20 枚入)
	30 リットル	縦 700×横 500×厚 0.03	690 円 (10 枚入)
	45 リットル	縦 800×横 650×厚 0.03	1,040 円 (10 枚入)
	70 リットル	縦 900×横 800×厚 0.04	1,610 円 (10 枚入)
	90 リットル	縦 1000×横 900×厚 0.08	2,080 円 (10 枚入)
不燃ごみ	45 リットル	縦 800×横 650×厚 0.03	630 円 (10 枚入)
	70 リットル	縦 900×横 800×厚 0.04	980 円 (10 枚入)
	90 リットル	縦 1000×横 900×厚 0.05	1,260 円 (10 枚入)

○ 神戸市

実施時期 平成 19 年 4 月（予定）

目的

- ・ 排出区分（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）に応じた指定袋により排出してもらう制度の導入により、より一層の 4 分別排出の定着を図る。
- ・ 各区分ごとのごみ袋の個数により排出されたごみの量を把握することが容易となり、その結果、ごみ処理費用が明確になる。
- ・ ごみ処理費用を身近に感じてもらうことにより、古紙等の再生利用への関心を深めてもらい、その実践により減量・資源化につなげる。

制度の概要

- ・ 排出事業者は、4 排出区分ごとに指定した「指定袋」に入れて排出する。
- ・ 「指定袋」の価格には市の焼却施設や埋立施設で処分する際の搬入手数料が含まれている。
- ・ 市の処理施設へのごみの搬入については、許可業者に委託する方法と自己搬入する方法がある。

指定袋の種類及び容量（大きさ）

- ・ 4 区分の種類別の指定袋を作製する。
- ・ 袋は区分ごとに色分けを行い、排出者に分別しやすいよう工夫をする。
- ・ 容量については、450袋を基本とし、各区分のごみの大きさなどを勘案し、300、700、900袋などの導入を考えている。

《参考》 搬入手数料

（単位：円／10 kg）

可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ
80	100	140	40

名古屋市における事業系ごみ指定袋制度について

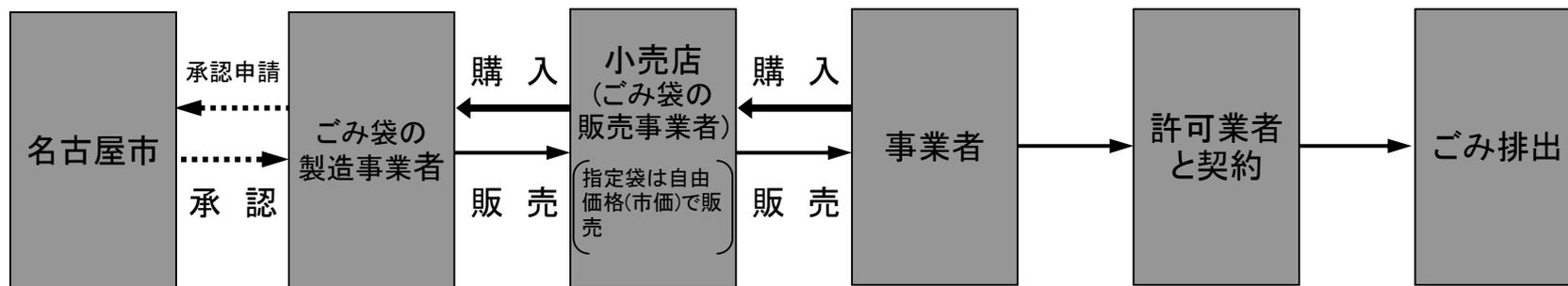
1. 目的

- (1) 事業者のごみ排出マナーの向上を図る。
- (2) ごみの分別排出の徹底により、ごみの減量・リサイクルを促進する。
- (3) 作業事故の減少を図る。

2. 方法

市が袋の大きさや材質の規格を定めて民間の事業者に製造・販売を行ってもらい、事業者がこの指定袋を市場価格で購入し、ごみを排出してもらうものである。

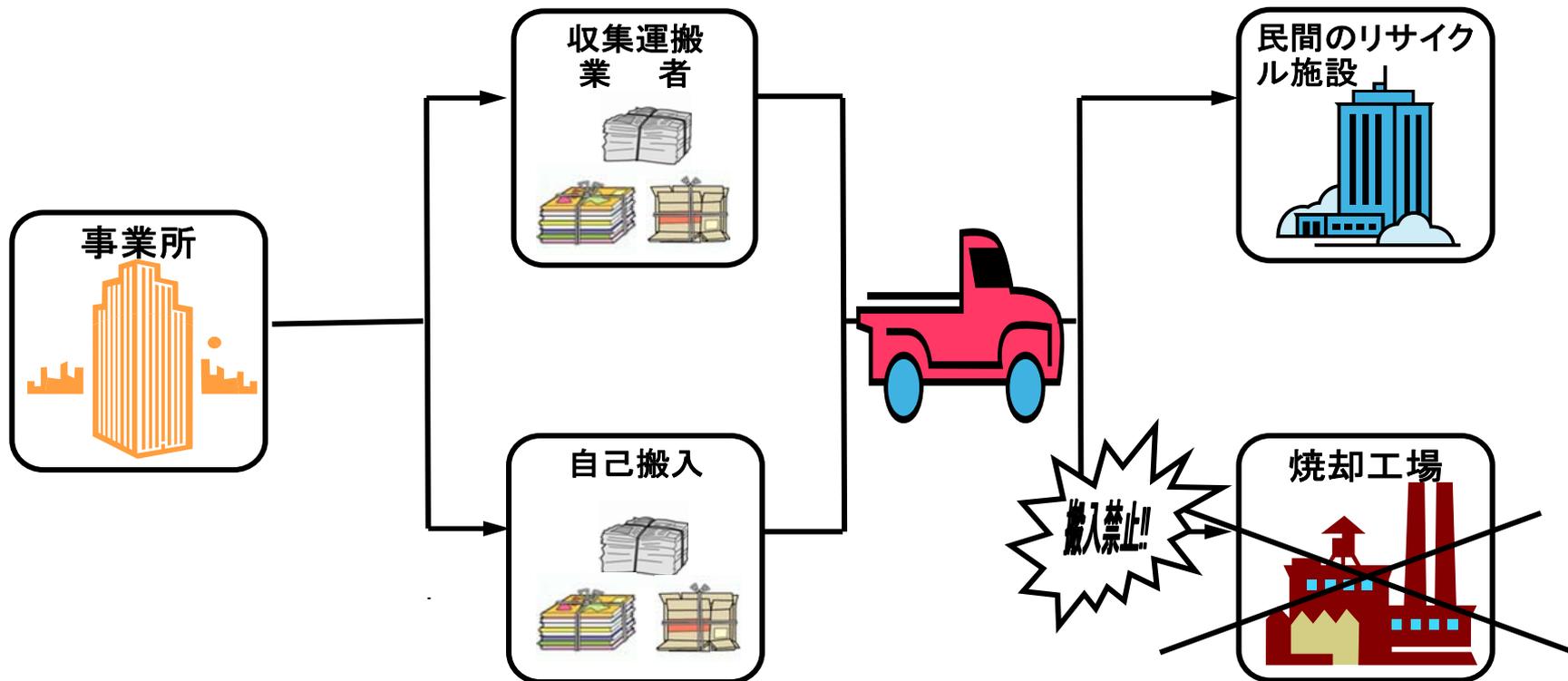
3. 流れ



紙ごみの資源化について(横浜市、名古屋市)

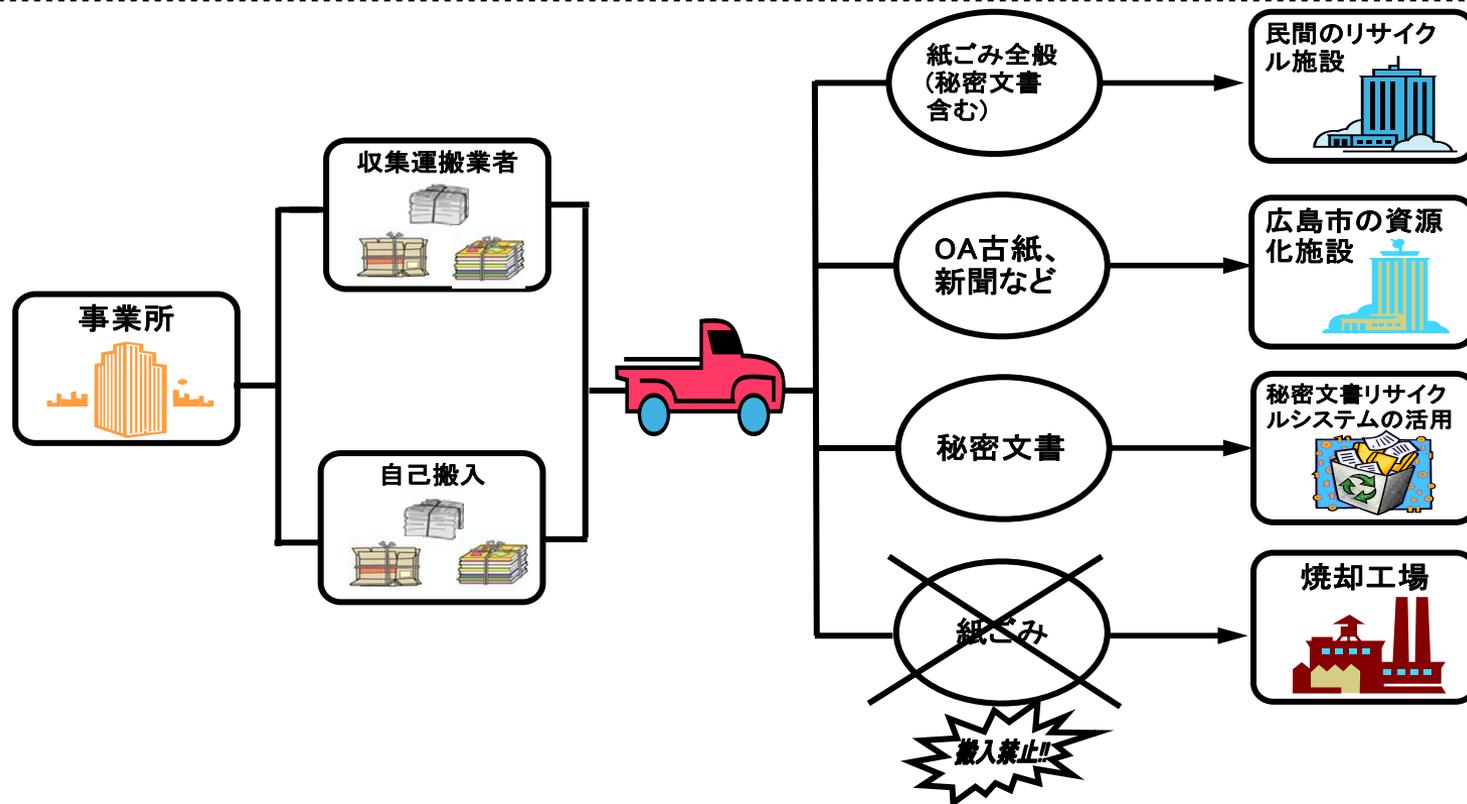
紙ごみ 横浜市 ……新聞、雑誌、OA用紙、段ボール、ミックスペーパー、機密文書など

名古屋市 ……新聞、雑誌、OA用紙、雑古紙、機密文書など



紙ごみの資源化について(広島市)

- 広島市の資源選別施設に搬入できる紙ごみ・・・OA古紙、新聞、雑誌、ダンボール、その他の古紙(名刺大以上のちらし、包装紙、リーフレットなど)
 ○広島市の資源選別施設に搬入できない紙ごみ・・・秘密文書、窓付き封筒、写真、シール、セロハンテープなど



広島市では、直営で資源化施設を運営しており、OA古紙や新聞などの受入れを行っている。
 また、独自の「秘密文書リサイクルシステム」があり、秘密の保持を確保しながら、排出された秘密文書をオリジナルトレットペーパーに再生することにより、事業者から排出される紙ごみの減量化・資源化を図っている。

※参考 広島市の資源化施設(西部リサイクルプラザ、北部資源選別センター) 手数料69円/10kgまでごと(消費税含む)